

南花台小学校PTA規約

第一章 名称および事務所

第1条 この会は河内長野市立南花台小学校PTAと称し、事務所を南花台小学校内に置く。

第二章 目的及び活動

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 良い保護者、良い教職員となるように努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境を良くする。
3. 会員がお互いに教養を高め、親睦を図る。
4. その他、目的を遂げるために必要な活動をする。

第三章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ること無く、又もっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙候補を推薦しない。
4. 学校の人事その他の管理運営には干渉しない。

第四章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

1. 本小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
2. 本小学校の教職員。
3. この会の主旨に賛同する者、ただし入会は企画委員会の承認を受けるものとする。

第6条 本会への入会及び退会について

1. 入学もしくは転入時に入会の同意を得ることにより、卒業もしくは転出時まで会員とする。
2. 特段の理由がある場合については、退会を申し出ることができる。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

1. 会費は1家庭月額400円とする。
2. 会費は、「河内長野市立南花台小学校PTAの事務に関する委任契約書」を作成し、学校と委任契約を締結することにより、保護者の同意を得て学校徴収金と同時に徴収する。
3. 会員の退会が月途中であっても日割り返金は行わない。
4. 退会後は会費に対し一切の権利を有さない。
5. 家庭の事情により会費を免除することができる。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第五章 個人情報について

第9条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「南花台小学校個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第六章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第11条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わることを原則とする。

第七章 役員

第14条 この会には次の役員を置く。

1. 会長1名 副会長3名 会計1名 書記1名
2. 役員は他の役員、監査委員を兼ねることができない。

第15条 役員は、指名委員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第八章 役員の仕事

第17条 会長は、次の職務を行う。

1. 総会及び企画委員会を召集し会務を司る。
2. 企画委員会の承認を得て、必要に応じてつくられた委員会の委員長を委嘱する。
3. 外部に対して会を代表する。

第18条 副会長は、次の職務を行う。

1. 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
2. 会長に欠員が生じたとき、副会長の中より互選し、会長の任に就く。この場合、任期は会長の残任期間とし、副会長の補充は行わない。
3. 副会長3名は、それぞれ3つの専門委員会の長の任に就く。

第19条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会及び企画委員会の議事、並びに会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第20条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理する。
2. 定期総会の都度会計報告をする。特に年度末の総会においては、監査委員の監査を経て決算報告をなし、承認を受ける。
3. 予算の立案について協力する。

第九章 監査委員

第21条 この会計の経理を監査するために、2名の監査委員をおく。

第22条 監査委員は、前年度会計と役員が務める。

第23条 監査委員は、役員・委員を兼務することはできない。

第24条 監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第25条 監査委員の任期は1年とする。

第十章 指名委員会

第26条 指名委員会は、役員を指名し推薦する。

第27条 指名委員の員数と選出方法は、細則で定める。

第28条 指名委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第十一章 顧問

第29条 この会に顧問を置くことができる。新会長は、顧問を委嘱し総会の承認を得て決定する。

第30条 顧問は、この会の発展のため協力する。

第十二章 総会

第31条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第32条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回とし、臨時総会は企画委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第33条 総会は、全会員の5分の1の出席（委任を含む。）をもって成立する。

第34条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第35条 事情やむを得ないで総会を開くことができないときは、委員総会をもって総会に代えることができる。この場合次期総会で承認を得なければならない。

（※委員総会は、役員、各委員、校長及び教頭をもって構成する。）

第十三章 企画委員会

第36条 企画委員会は、役員、学年委員長、校長及び教頭をもって構成する。会長は、必要に応じて顧問、監査委員を企画委員会に召集することができる。企画委員会は、この会の総合的な事業について協議し、専門委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。

第37条 企画委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

第38条 企画委員会の議事は、出席者の過半数で決定する。

第十四章 専門委員会

第39条 この会の活動に必要な事項について、次の職務を担う専門委員会を置く。

1. 教養委員会 教養委員会は会員の教養の向上と親睦を図る。
2. 広報委員会 広報委員会は広報活動によって会の目的達成を図る。
3. 安全委員会 安全委員会は交通安全教育の普及と児童の安全確保の推進に努めるため防犯協議会及び見守り隊と連携し、地域の健全育成活動の推進を図る。

第40条 各専門委員はPTA役員が必要に応じ、PTA会員よりボランティアを募り構成する。

第十五章 学級委員会

第41条 学級委員会は、各学年毎に学級代表委員で構成し、互選によって各学年の委員長、副委員長を選出する。

第42条 学級委員会の委員は、推薦に基づいて会長が委嘱する。

第43条 学級委員会は、会員相互の親睦を図り、教職員と協力してより良い学級環境になるように努める。

第十六章 雑則

第44条 年度途中で急遽規約を改正する必要がある場合は、企画委員会で出席者の2/3以上の賛成を得て改正し、次回の総会で承認を得るものとする。

第45条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は南花台小学校PTA細則及び南花台小学校PTA慶弔規定に定める。

第十六章 附則

第46条 この規約は、平成25年5月2日より施行する。

平成28年5月 2日 改定

平成29年5月 2日 改定

平成31年4月19日 改定

令和 2年4月 1日 施行